



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年8月24日火曜日 第1586号

## ◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（瀬戸町）.....	887
字の区域の変更（ " ）.....	887
一部事務組合の規約の変更許可（2件）.....	887
一部事務組合の解散（4件）.....	887
指定居宅支援事業者の指定.....	888
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	888
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	889
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	889
家畜商の免許.....	889
解除予定保安林.....	889
愛媛海区漁業調整委員会委員の選任.....	889
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	890
道路の区域変更（県道岩城環状線）.....	890
道路の供用開始（ " ）.....	890
道路の区域変更（県道松山川内自転車道線）.....	890
道路の供用開始（ " ）.....	890
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	891
道路の供用開始（ " ）.....	891
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	891
道路の供用開始（ " ）.....	891
自転車歩行者専用道路の指定.....	892
建築確認申請の〇A化に伴う区域指定の一部改正.....	892

### 選挙管理委員会告示

伊予郡大谷池土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理  
委員会の指定..... 892

## 告 示

### ○愛媛県告示第1787号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、瀬戸町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は瀬戸町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年8月24日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
瀬戸町川之浜字ニシワキ2338の3、2338の5及び2341の3並びに字コアシロ2343の2の地先	346.94

### ○愛媛県告示第1788号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、瀬戸町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年8月24日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
川之浜 字ニシワキ	瀬戸町川之浜字ニシワキ2338の3、2338の5及び2341の3並びに字コアシロ2343の2の地先公有水面埋立地	346.94

### ○愛媛県告示第1789号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり越智郡島部消防事務組合の規約の変更を許可した。

平成16年8月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更事項

市町村合併に伴い、平成16年9月30日をもって、魚島村、弓削町、生名村及び岩城村が組合から脱退する。

#### 2 規約変更年月日

平成16年10月1日

#### 3 規約変更許可年月日

平成16年8月16日

### ○愛媛県告示第1790号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり越智郡老人ホーム組合の規約の変更を許可した。

平成16年8月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更事項

市町村合併に伴い、平成16年9月30日をもって、魚島村、弓削町、生名村及び岩城村が組合から脱退する。

#### 2 規約変更年月日

平成16年10月1日

#### 3 規約変更許可年月日

平成16年8月16日

### ○愛媛県告示第1791号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年8月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 組合の名称

南宇和消防事務組合

#### 2 組合の事務所の位置

南宇和郡御荘町平城3063番地

#### 3 組合の解散年月日

平成16年9月30日

○愛媛県告示第1792号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称  
南宇和共立施設組合
- 2 組合の事務所の位置  
南宇和郡城辺町緑乙 257 番地
- 3 組合の解散年月日  
平成16年 9月30日

- 南宇和衛生事務組合
- 2 組合の事務所の位置  
南宇和郡城辺町甲2420番地
- 3 組合の解散年月日  
平成16年 9月30日

○愛媛県告示第1793号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称

○愛媛県告示第1794号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称  
南宇和上水道企業団
- 2 組合の事務所の位置  
南宇和郡城辺町甲2598番地
- 3 組合の解散年月日  
平成16年 9月30日

○愛媛県告示第1795号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の10第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300144116	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺 河 駿	児童居宅介護	株式会社悠遊社大洲事業所	大洲市若宮467 - 11	平成16年 8月12日

○愛媛県告示第1796号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ空港通店  
松山市空港通 1 丁目21 - 1 外
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地  
代表取締役 中山芳彦
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地

- 代表取締役 中山芳彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年 4月 5日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,970平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
171台
  - イ 駐輪場の収容台数  
80台
  - ウ 荷さばき施設の面積  
91平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量  
40.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時  
閉店時刻 午後12時
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時40分から午前 0 時20分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口 3 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる  
時間帯

午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成16年 8月 4日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1797号

重信町樋口土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・日吉谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年

法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・日吉谷地区）計画書の写し

(2) 重信町樋口土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年 8月25日から 9月22日まで

3 縦覧場所

重信町役場

○愛媛県告示第1798号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、松山市平井町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・土居之奥上地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成16年 8月25日から 9月22日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第1799号

家畜商法（昭和24年法律第 208 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のように家畜商の免許を与えた。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)
第1699号	平成16年 8月24日	宇和島市蕨89番地	上 原 数 好	昭和50年10月24日

○愛媛県告示第1800号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

八幡浜市真網代乙79の 3

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1801号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第85条第 3 項第 2 号の規定により、愛媛海区漁業調整委員会委員のうち同号に規定する委員として、次の者を平成16年 8月23日選任した。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 別	氏 名	住 所	職 業
学識経験者	武 岡 英 隆	松山市東野四丁目12番14号	大学教授
	逸 見 幾 代	松山市来住町645 - 20	大学教授
	佐々木 護	宇和島市戸島4025番地	団体役員

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	前 田 アイ子	南宇和郡城辺町垣内428番地	漁 業
公益代表者	島 根 亀 夫	越智郡弓削町土生176番地	町議会議員
	前 田 健 二	松山市鷹の子町800番地	団 体 職 員

河 川 名	区 域	
小支流 烏谷川	右岸	伊予市大字三秋字ミヨセ谷丙4番6地先から同町大字三秋字大地甲159番地先まで
	左岸	伊予市大字三秋字カラス谷甲807番地先から同町大字三秋字大原甲396番地先まで
小支流 石尾谷川	右岸	伊予市大字三秋字下休場丙3番60地先から同町大字三秋字大ヶ市甲889番1地先まで
	左岸	伊予市大字三秋字下休場丙3番63地先から同町大字三秋字大ヶ市甲920番1地先まで

○愛媛県告示第1802号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

○愛媛県告示第1803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	岩城環状線	越智郡岩城村3165番1地先から 同村3165番3地先まで	旧	メートル 6.5～6.7	キロメートル 0.029	
			新	9.1～10.0	0.029	

○愛媛県告示第1804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城環状線	越智郡岩城村3165番1地先から 同村3165番3地先まで	平成16年 8月24日

○愛媛県告示第1805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内自転車道線	温泉郡川内町大字南方2959番1地先から 同大字2195番1地先まで	旧	メートル 0.0	キロメートル 0.000	
			新	6.0～8.6	1.299	

○愛媛県告示第1806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山川内自転車道線	温泉郡川内町大字南方2226番1地先から 同大字2195番1地先まで	平成16年 8月24日

## ○愛媛県告示第1807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1600番17	旧	メートル 11.0～37.4	キロメートル 0.081	
			新	15.4～38.2	0.081	
"	"	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1600番18	旧	12.5～20.8	0.091	
			新	25.4～35.0	0.091	

## ○愛媛県告示第1808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1600番17	平成16年 8月24日
"	"	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1600番18	"

## ○愛媛県告示第1809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	内子双海線	伊予郡双海町大字高岸字エノキザコ乙1388番4	旧	メートル 10.6～14.5	キロメートル 0.064	
			新	10.6～16.2	0.064	
"	"	伊予郡双海町大字高岸字エノキザコ乙1386番8から 同字乙1385番7まで	旧	9.8～17.7	0.050	
			新	14.6～24.7	0.050	

## ○愛媛県告示第1810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	伊予郡双海町大字高岸字エノキザコ乙1388番 4	平成16年 8月24日
"	"	伊予郡双海町大字高岸字エノキザコ乙1386番 8 から 同字乙1385番 7 まで	"

○愛媛県告示第1811号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第48条の 7 第 2 項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のとおり指定する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	指 定 す る 道 路 の 区 間	指 定期 日
県 道	松山川内自転車道線	温泉郡川内町大字南方2959番 1 地先から 同大字2195番 1 地先まで	平成16年 8月24日

○愛媛県告示第1812号

建築確認申請の〇A化に伴う区域指定（平成 6 年 4 月愛媛県告示第 500 号）の一部を次のように改正し、平成16年 9 月 21日から施行する。

平成16年 8月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

「北条市」の下に「、東温市」を加える。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第77号

平成16年10月24日任期満了に伴う伊予郡大谷池土地改良区総代選挙について、その事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

平成16年 8月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

伊予市選挙管理委員会